

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目次

◇告示
昭和三十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度
土地の用途廃止

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧
米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙における候補者の辞退

河川区域の廃止
廃川敷地の生成
道路の位置の指定

字の区域を変更する旨の届出

◇公安告示
風俗営業等取締法による聴聞の実施

◇正誤
昭和四十五年十一月鳥取県公安委員会告示第五十三号中
訂正

告示

鳥取県告示第七百九十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和四十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所			皆伐面積の限度	単位区域名
	市郡名	町村名	大字名		
水源かん養保安林	八頭郡	若桜	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	一一・二八・七一	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	智頭	船岡	五・三二	若桜
干害防備保安林	八頭郡	船岡	船岡	三・三六	智頭
"	"	"	船岡	〇・四八	船岡
"	"	"	船岡	二・六〇	用瀬
"	"	"	喜才谷山	〇・二三	喜才谷山
"	"	"	明見谷東平	〇・四六	明見谷東平
"	"	"	水口池ノ内下平	〇・五二	地ノ内下平
水源かん養保安林	鳥取	瀬	赤波	一・六〇	赤波
風俗営業等取締法による聴聞の実施	鳥取	八頭郡	河原	八三・一一	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	八頭郡	一・五八	河原
"	八頭郡	河原	八頭郡	六・七八	河原

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡河原町大字渡一本字中新田下モ一九〇ノ二番地から 番地先まで	一九三ノ三	三九・七二	水路敷

鳥取県告示第七百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十一月十八日から用途
廃止した。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市巖城字宮ノ前一、二、三ノ一ノ一番地先から 二、三ノ二ノ二番地先まで	四一・五七	水路敷	

鳥取県告示第七百九十三号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項
の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選
挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間 昭和四十五年十二月五日から昭和四十五年十二月十八日ま

で

二 縦覧場所 鳥取市東品治町九十九番地三

鳥取県鳥取都市開発事務所

三 縦覧時間 午前九時から午後五時三十分まで

鳥取県告示第七百九十四号

土地区画整理審議会委員選挙規則(昭和四十五年九月鳥取県規則第七十
九号)第六条の規定に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月六日執行す
る米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙におけ
る借地権者のうちから選挙される委員の候補者であることを辞退する旨の
届出があつたので、告示する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 候補者の氏名 永 井 定 男

二 候補者の住所 米子市明治町三十四番地

三 辞退年月日 昭和四十五年十一月二十五日

鳥取県告示第七百九十五号

千代川水系に係る指定区間の一級河川野坂川について、河川法施行法
(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十
九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、
次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)

鳥取県告示第七百九十六号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十四年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 河川の名称 千代川水系野坂川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 昭和四十五年十二月一日
- 三 廃川敷地の位置 鳥取市徳尾字明星二百四番地の二地
- 四 廃川敷地の面積 八九四・五二平方メートル

鳥取県告示第七百九十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十一月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 鳥取市瓦町 二〇九 巻岐 宗一	道路の位置の指定場所 鳥取市丸山町二二三ノ一の一部 二二三ノ五 二二三ノ六	道路の幅員及び延長 幅員 四・〇〇メートル 五・八〇メートル 延長 二一五・二〇メートル
-------------------------------------	--	---

鳥取県告示第七百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十五年九月三十日現在の地番による。）
大字高田字下長野	大字高田字下長野の全域及び大字茶畑字上大谷平八三七
大字茶畑字上大谷平	大字茶畑字上大谷平のうち八三七以外の区域
大字押平字五反部	大字押平字五反部の全域並びに大字押平字末美津六六八の二、六六八内第一、六六九の二及び六六九の二
大字押平字末美津	大字押平字末美津のうち六六八の二、六六八内第一、六六九内第一、六六九の二及び六六九の二以外の区域
大字押平字尼御前	大字押平字尼御前の全域並びに大字押平字仏田七二七の一及びこれと一体をなす国有地
大字押平字仏田	大字押平字仏田のうち七二七の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字押平字高畦	大字押平字高畦の全域並びに大字押平字原屋敷七五八

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年十二月十日 午前十時三十分から

米子市糺町一丁目一五一 米子警察署

大字押平字原屋敷	及びこれと一体をなす国有地
大字押平字上笹尾	大字押平字原屋敷のうち七五八及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字押平字中笹尾	大字押平字上笹尾の全域及び大字押平字中笹尾八四三
大字押平字下谷田	大字押平字中笹尾のうち八四三以外の区域
大字押平字中谷田	大字押平字下谷田の全域及び大字押平字中谷田七八六次一
大字押平字中谷田	大字押平字中谷田のうち七八六次一以外の区域

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 米子市東福原一〇〇の三 石原修一
- 米子市道笑町三丁目二一 安藤 昌
- 米子市西倉吉町二七 清水 五百枝

正 誤

昭和四十五年十一月鳥取県公安委員会告示第五十三号(道路交通の規制に関する規程の一部改正について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
四	下	五	一、七三〇〃	一、七三〇
			〃	〃
			〃	〃
			一、七三〇	高速車
			五〇	